

## 第2 検討部会 会議録

会議の名称	第22回 第2 検討部会
開催日時	平成20年8月19日(火)18時10分から20時30分
開催場所	川口市職員会館 3階 会議室
出席者	(部会長)平副委員長 (委員)小川委員、永瀬委員、立石委員、大関委員、高橋委員、篠田委員、吉田委員(途中退席)
会議内容	・素案(たたき台)と広報・PI活動の説明 ・素案(たたき台)と広報・PI活動に関する議論
会議資料	「編集委員会(7/30)資料」、「広報・PI活動について(依頼)」
発言内容	<p>・素案(たたき台)と広報・PI活動の説明</p> <p><b>素案(たたき台)について(平部会長より説明)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・7月30日の運営調整部会では、鈴木編集委員長から編集の状況や、今後の進め方についてコメントがあった。</li> <li>・まず、現在の編集委員会の状況は、部会によって提案の中身に差があり、その上に、部会間の縦割りの部分が目立ち、意見がまとまらない、ということである。</li> <li>・今後の検討方法については、「表現よりも中身について検討したい。」「一市民の立場に戻って編集委員には議論してもらいたい。」ということである。</li> <li>・その他に、編集委員会のメンバーを変えるという意見もあった。ただしその案は、打ち解けて議論ができるようになるまで時間のロスが大きすぎるという結果になった。</li> </ul> <p><b>広報・PI活動について(永瀬委員より説明)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・永瀬委員から、8月13日付けの広報・PIチーム資料及びフォーラムのチラシをもとに説明。</li> <li>・対話集会には、議員委員と部会長は入らない。</li> <li>・対話集会での質疑の回答は、「策定委員会としては」としたほうが良い。</li> <li>・対話集会の後は、どこかの段階でパブリックコメントということになるのか。</li> </ul> <p>(事務局)素案の段階でかけることになるだろう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第4検討部会でフォーラムの内容が不十分ではという意見があったが、対話集会まで含めて考えるとしっかりとした内容になると思う。</li> </ul>

## ・素案（叩き台）と広報・PI活動に関する議論

### 広報・PI活動について

- ・ 興味がそれほど無い人についてどのように周知するか。  
知らなかった人にも来てもらえるように、委員に広報をお願いしている次第だ。知人を2人誘うことに加えてチラシを10枚配布するのに最低限ご協力いただきたい。
- ・ 対話集会の日時調整をしたい。本日欠席の委員のことも考え、いくつか案を出したい。  
平日の夜19時から1時間半程度とした。日付の候補は、10月4日（土）、10月7日（火）、10月8日（水）、10月9日（木）。会場（南平公民館）は事務局で調整。会場は、17時～21時等4時間分取ることとしたい。集合時間は今のところ18時とする。
- ・ 役割分担も決めてしまいたい。  
司会（A）を小川委員、開会挨拶（B）を永瀬委員、自治基本条例とは何かの説明（C）を高橋委員、素案の説明（D）を河合委員としたい。
- ・ 町会を通しての広報に対話集会についても行うよう、永瀬委員から広報PIチームに次回提案することとする。
- ・ 対話集会が硬い雰囲気になってしまう恐れがあるため、吉田委員が、模造紙等を活用して、対話集会の内容をわかりやすく示すポップのようなものを作成する。

### 素案（たたき台）について

#### 「3 総則」について

#### 【目的】について

- ・ 総則については編集委員に内容を任せてしまってよいのではないだろうか。

#### 【条例の位置づけ】について

- ・ 最高法規性を現実的に担保できないのは理解する。ただし、道義的には、自治基本条例を尊重する旨の規定や条例の改廃を難しくする規定を置くべきではないか。

### 【定義】について

- ・ 解釈を誤らないためにも、定義としてきちんと定めておくべき事項が他にもあるのではないか。たとえば「協働」や「市民」だ。逆に「自治」は定義しなくも他の法令等で定義されているので、よいのではないか。
- ・ 自治の定義について、自分たちで責任を持って行動するということがわかるが、他から干渉されないという意味で団体自治の面についても議論が必要ではないか。
- ・ 「市民」の範囲を広く定義しているが、穿った見方をすると、この定義を悪用する人も出てくる可能性が否定できないのではないか。ある勉強会の資料では「市民」と「市民等」とを使い分けていた。現状の素案だと川口市に在住していない人でも、住民投票ができるという構成になっている。  
(事務局) 他の自治体の事例をみると、住民投票は別に条例を設置し、市民を定義し、選挙の住民票がある人を対象としている例がほとんどだ。
- ・ そういう意味では、「市民」と「市民等」とを分けるのが妥当かもしれない。
- ・ 川口に在住することによって便益を受けている人を市民とするべきでは。
- ・ たとえば選挙権は3ヶ月間在住していないといけない。1ヶ月程度で住民投票ができるなら、投票のためだけに転居する人ができるかもしれない。
- ・ または、市民の前に何らかの修飾語(「在住の」等)をつければ限定できるのではないか。
- ・ 責任ある行動や発言が市民に求められる。市民として求められる発言や行動についての規定が必要なのではないか。そういう意味では、定義づけをしておかないとまずいのではないか。
- ・ 案として、在住している人は市民と呼び、在勤、在学している人は協働市民と呼ぶのはどうか。それなら住民投票の条文に市民と残してもよいのでは。
- ・ 定義からはずれる「市民」にどこまで権利を認めるべきなのか。

### 「4 市民」について

### 【市民の役割】について

- ・ 川口は税金や健康保険料の滞納が多いとのことだ。市民の甘えではないか。市民としての意識をしっかりとってもらうことも必要ではない

か。そういう意味で、市民の役割の部分に内容を追加してはどうか。

- ・ 市民の権利とあるので、市民の義務も必要ではないか。事業者については、「責務」ときつい表現となっている。役割なら役割、責務なら責務と表現を統一したらよいのではないか。
- ・ 義務というのはなかなか書きにくい、思い切って入れるべきでは。そういうことを考えている人が少ない。(例：モンスターペアレント)
- ・ 国民である時点で既に様々な義務が課せられている。
- ・ 具体的な役割の中身の案は、「納税等」、「市政に関心を持つということ」だ。
- ・ 市政に関心を持つということは、自治の定義の内容に近いようだ。自治の定義として記述されている「自分たちの市域のことは、自分たちで責任をもって自らが行動すること」について、全ての市民が心がけているとはいえないので、自治の定義の部分に「関心」についても記述が必要ではないか。
- ・ まず関心を持ち、その次に行動するのが理想という考えだ。

#### 【地域との連携】について

- ・ 市民の章で地域協議会についての提案が出ているが、必ずしも小学校の学区と町会・自治会の区分けは一致しないので、混乱を招くのではないだろうか。
- ・ 川口は小学校単位よりも連合町会単位で様々な活動をしている。防災訓練も連合町会単位で行っている。
- ・ 小学校単位といっても、1学年1クラスしかないような学校もある中では、難しいのではないか。また、公民館単位での活動が活発なので、そちらのほうが活用できる。
- ・ 連合町会という若者にはやや縁遠い面もあるのではないか。その点が考慮されて地域協議会としているのではないか。
- ・ 一般的な地域協議会は、地域の団体を集めて行政との対話の機会を作り、場合によっては行政から予算措置を受けている場合もある。
- ・ 地域協議会の必要性がよくわからない。既存の組織との関係や役割分担が不明なためだ。
- ・ 既存の組織がある中で地域協議会という新しいものを作る必要はないのではないか。
- ・ 団体同士が自主的に集まって地域協議会を形成するのなら良いが、「市が地域協議会を設置する」という点に疑問だ。
- ・ 「地域単位で協議会的に活動を行う団体を、市は支援することができる。」という趣旨のほうが良い。

	<p><b>次回以降の検討部会について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次回は5の議会から10の条例の運用まで検討する。時間があれば、前文まで議論する。</li> <li>・ 次回以降の予定だが、9月も2回程度部会を開催することとなった。今後は編集委員会での検討と並行して、部会でも中身の議論を平行して続ける。</li> </ul>
<p>次回以降日程</p>	<p>第23回検討部会 8月21日(木)18時00分~20時00分 川口市職員会館 3階会議室</p>